

## 道路交通振動に係る基準

### 要請限度

振動規制法第16条第1項に基づくもので、道路交通振動により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

地 域 区 分		要請限度 ( $L_{10}$ )	
1	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	昼間	65 dB
		夜間	60 dB
2	市街化調整区域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間	70 dB
		夜間	65 dB

注)

- 1  $L_{10}$ とは、振動レベル測定値を数値の大きさの順に並べ、両端の10%をそれぞれ除いた80%レンジの上端値を示す。
- 2 時間の区分については、昼間は7時から20時、夜間は20時から翌朝7時